



三重県公報

平成31年3月22日（金）

第 3093 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
17	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	3
告 示			
161	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	6
162	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	6
163	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の再開の届出	(同)	7
164	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	7
165	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	(同)	7
166	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	7
167	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	7
168	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の再開の届出	(同)	8
169	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	8
170	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	(同)	8
171	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(漁業環境課)	8
172	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	9
173	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	12
174	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	14
175	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防災砂防課)	15
176	公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧	(港湾・海岸課)	15
177	知事の水防警報発令河川の指定	(施設災害対策課)	16
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	17
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	17
	土地改良区清算人の退任の届出	(同)	18
	土地改良事業計画の変更を相当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(同)	18
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	18
	同件	(同)	18
	同件	(同)	18
	同件	(同)	19

特定調達公告

一般競争入札を行う旨

(情報システム課) 19

落札者を決定した旨

(管財課) 22

同伴

(消防学校) 24

規 則

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十二年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十七号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第二十四号）の一部を次のように改める。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第十三条 条例第二十七条第三項の乳児院の職員 の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲 げるとおりとする。</p> <p>一 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しく は精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院 において乳幼児の養育に五年以上従事した者 又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当 する者でなければならない。</p> <p>二 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二 十二年法律第二十六号）に規定する大学（短 期大学を除く。）において、心理学を専修す る学科若しくはこれに相当する課程を修めて 卒業した者であつて、個人及び集団に対する 心理療法の技術を有するもの又はこれと同等 以上の能力を有すると認められる者でなけれ ばならない。</p> <p>三〇五 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第十三条 条例第二十七条第三項の乳児院の職員 の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲 げるとおりとする。</p> <p>一 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しく は精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院 において乳幼児の養育に五年以上従事した者 又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当 する者でなければならない。</p> <p>二 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二 十二年法律第二十六号）に規定する大学の学 部で、心理学を専修する学科若しくはこれに 相当する課程を修めて卒業した者であつて、 個人及び集団に対する心理療法の技術を有す るもの又はこれと同等以上の能力を有すると 認められる者でなければならない。</p> <p>三〇五 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第二十一条 条例第三十五条第四項の母子生活支 援施設の職員の員数その他職員に関し必要な基 準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 心理療法担当職員は、学校教育法に規定す る大学（短期大学を除く。）において、心理 学を専修する学科若しくはこれに相当する課 程を修めて卒業した者であつて、個人及び集 団に対する心理療法の技術を有するもの又は これと同等以上の能力を有すると認められる 者でなければならない。</p> <p>二〇三 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第二十一条 条例第三十五条第四項の母子生活支 援施設の職員の員数その他職員に関し必要な基 準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 心理療法担当職員は、学校教育法に規定す る大学の学部で、心理学を専修する学科若し くはこれに相当する課程を修めて卒業した者 であつて、個人及び集団に対する心理療法の 技術を有するもの又はこれと同等以上の能力 を有すると認められる者でなければならな い。</p> <p>二〇三 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第四十条 条例第五十四条第四項の児童養護施設 の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、 次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しく</p>	<p>(職員)</p> <p>第四十条 条例第五十四条第四項の児童養護施設 の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、 次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しく</p>

は精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。

一 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないこと。

三・四 (略)

(児童指導員の資格)

第四十二条 条例第五十六条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〜三 (略)

四 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六〜八 (略)

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

十 (略)

(職員)

第四十八条 条例第六十二条第六項の福祉型障害児入所施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一〜九 (略)

十 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならないこと。

(職員)

第七十二条 条例第七十八条第二項の児童心理治療施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

は精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。

一 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないこと。

三・四 (略)

(児童指導員の資格)

第四十二条 条例第五十六条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〜三 (略)

四 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六〜八 (略)

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

十 (略)

(職員)

第四十八条 条例第六十二条第六項の福祉型障害児入所施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一〜九 (略)

十 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならないこと。

(職員)

第七十二条 条例第七十八条第二項の児童心理治療施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならないこと。

三 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。

四・五 (略)

(職員)

第七十九条 条例第八十五条第四項の児童自立支援施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならないこと。

三 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第八十一条 条例第八十七条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〜三 (略)

四 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学若

一 (略)

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならないこと。

三 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。

四・五 (略)

(職員)

第七十九条 条例第八十五条第四項の児童自立支援施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならないこと。

三 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第八十一条 条例第八十七条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〜三 (略)

四 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で

<p>しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる期間の合計が一年以上であるもの</p> <p>の</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は一年以上教員としてその職務に従事したもの</p> <p>(職員)</p> <p>第八十八条 条例第九十四条第二項の規則で定める要件に該当する者は、法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる期間の合計が一年以上であるもの</p> <p>の</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は一年以上教員としてその職務に従事したもの</p> <p>(職員)</p> <p>第八十八条 条例第九十四条第二項の規則で定める要件に該当する者は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者とする。</p>
---	---

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 161 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かいばな内科クリニック	松阪市垣鼻町 1761-23	平成 30 年 12 月 1 日
中世古眼科	鳥羽市鳥羽 1 丁目 5-5	平成 31 年 2 月 1 日
北條歯科医院	鈴鹿市若松東 2-1-12	平成 31 年 2 月 1 日

三重県告示第 162 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
かいばな内科クリニック	松阪市垣鼻町 1761-23	平成 30 年 11 月 30 日
医療法人社団 中世古眼科	鳥羽市鳥羽 2 丁目 1-18 108 鳥羽ビル 101 号	平成 31 年 1 月 31 日
北條歯科医院	鈴鹿市若松東二丁目 1-12	平成 31 年 1 月 31 日
岡本歯科医院	亀山市市ヶ坂町 697	平成 30 年 12 月 31 日
しょうなん調剤薬局 市民病院前店	桑名市北別所字福地 404-1	平成 30 年 12 月 31 日
フラワー薬局笹川店	四日市市日永西 2-20-7	平成 30 年 1 月 19 日
エンジェルハロー薬局	津市一身田上津部田 1504 番地 299	平成 31 年 1 月 31 日
なの花薬局明和店	多気郡明和町金剛坂 816-69	平成 31 年 1 月 31 日

三重県告示第 163 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
医療法人小塚産婦人科	桑名市矢田 419-1	平成 31 年 2 月 1 日

三重県告示第 164 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
介護老人保健施設ふくにし	名張市東町 1921-1	医療法人福慈会	名張市東町 1901-1	平成 30 年 10 月 1 日	介護予防通所リハビリテーション

三重県告示第 165 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃 止 年 月 日
エンジェルハロー薬局	津市一身田上津部田 1504 番地 299	総合メディカル・ファーマシー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区那古野 1-47-1	居宅療養管理指導	平成 31 年 1 月 31 日
エンジェルハロー薬局	津市一身田上津部田 1504 番地 299	総合メディカル・ファーマシー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区那古野 1-47-1	介護予防居宅療養管理指導	平成 31 年 1 月 31 日

三重県告示第 166 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かいばな内科クリニック	松阪市垣鼻町 1761-23	平成 30 年 12 月 1 日
中世古眼科	鳥羽市鳥羽 1 丁目 5-5	平成 31 年 2 月 1 日
北條歯科医院	鈴鹿市若松東 2-1-12	平成 31 年 2 月 1 日

三重県告示第 167 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
かいばな内科クリニック	松阪市垣鼻町 1761-23	平成 30 年 11 月 30 日
医療法人社団 中世古眼科	鳥羽市鳥羽 2 丁目 1-18 108 鳥羽ビル 101 号	平成 31 年 1 月 31 日
北條歯科医院	鈴鹿市若松東二丁目 1-12	平成 31 年 1 月 31 日
岡本歯科医院	亀山市市ヶ坂町 697	平成 30 年 12 月 31 日
しょうなん調剤薬局 市民病院前店	桑名市北別所字福地 404-1	平成 30 年 12 月 31 日
フラワー薬局笹川店	四日市市日永西 2-20-7	平成 30 年 1 月 19 日
エンジェルハロー薬局	津市一身田上津部田 1504 番地 299	平成 31 年 1 月 31 日
なの花薬局明和店	多気郡明和町金剛坂 816-69	平成 31 年 1 月 31 日

三重県告示第 168 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
医療法人小塚産婦人科	桑名市矢田 419-1	平成 31 年 2 月 1 日

三重県告示第 169 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
介護老人保健施設ふくにし	名張市東町 1921-1	医療法人福慈会	名張市東町 1901-1	平成 30 年 10 月 1 日	介護予防通所リハビリテーション

三重県告示第 170 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 介 護 機 関 の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃 止 年 月 日
エンジェルハロー薬局	津市一身田上津部田 1504 番地 299	総合メディカル・ファーマシー株式会社	愛知県名古屋市中村区那古野 1-47-1	居宅療養管理指導	平成 31 年 1 月 31 日
エンジェルハロー薬局	津市一身田上津部田 1504 番地 299	総合メディカル・ファーマシー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区那古野 1-47-1	介護予防居宅療養管理指導	平成 31 年 1 月 31 日

三重県告示第 171 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号

漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
遊木浦・新鹿浦区域 (熊野漁業協同組合のうち遊木浦及び新鹿浦の地区)	雑漁定置漁業及び小型定置漁業

三重県告示第 172 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール津南

津市高茶屋小森町 145 番地ほか 187 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) イオンモール津みなみ

(変更後) イオンモール津南

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡崎 双一
未定	未定	未定

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美
株式会社ヴィ・ド・フランス	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	村上 和義
オカダコーポレーション株式会社	松阪市京町 508-1 101 ビル 2 階	岡田 卓也
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾田 信夫
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号 渋谷ヒカリエ 27 階	福田 三千男
株式会社プロジェクトファイブ	愛知県岡崎市東明大寺町 15 番地 7	太田 貞利
株式会社FRUNQAVAN	伊勢市中須町 1331 番地 6	中西 貞生
株式会社三城	東京都港区海岸 1 丁目 2 番 3 号	澤田 将広
株式会社ストライブインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号	石川 康晴
株式会社アスブルンド	東京都港区三田 3 丁目 13 番 16 号	西川 信一
株式会社イノベーションリンク	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1	大峯 伊索
株式会社ハビネス・アンド・ディ	東京都中央区銀座一丁目 16 番 1 号	田 泰夫
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	吉田 馨

化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1	岩井 勝己
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
イオンバイク株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 4 番地	熊倉 淳
有限会社ビズ・カンパニー	宮城県多賀城市桜木 3 丁目 4 番 1	陳 必正
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1 丁目 48 番 14 号	木山 剛史
株式会社ツツミ	埼玉県蕨市中央 4-24-26	互 智司
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号	立花 隆央
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋四丁目 26 番 3 号	松崎 暁
株式会社カレット	岐阜県関市肥田瀬 1535-1	櫻井 直彦
株式会社オールハーツ・カンパニー	愛知県名古屋市中区栄二丁目 4 番 18 号 岡谷鋼機ビルディング 1 階	田島 慎也
株式会社 DAGAYA	愛知県名古屋市中区熱田区川並町 4-7	早瀬 行正
株式会社おとう工房いしかわ	愛知県高浜市豊田町一丁目 204 番地 21	石川 伸
有限会社小原木本舗大徳屋長久	鈴鹿市白子一丁目 6 番 26 号	竹口 久嗣
株式会社青木商店	福島県郡山市八山田五丁目 405 番地	青木 大輔
株式会社三国屋	福井県坂井市春江町江留中第 39 号 13 番地	上村 辰美
鬼頭建材有限会社	松阪市立田町 824	鬼頭 八州男
株式会社エクステンド	京都府京都市中京区岩上町 741 番地 リライブ堀川 2 階	堀 博文
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸 8 番地	赤塚 保正
株式会社プライムウィル	兵庫県芦屋市岩園町 1-7 ロイヤルパーク芦屋 3F	加藤 道信
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番 40 号	水野 敦之
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町 33-6 渋谷フラッグ 6 階	ルーカス セイファート
株式会社サーズ	北海道札幌市北区北 9 条西 3 丁目 10-1 小田ビル 5 階	笹川 克巳
株式会社三鈴	東京都品川区西五反田 7-22-17 TOCビル	池内 清和
株式会社 HAP i NS	東京都品川区西五反田 7-22-17	柘植 圭介
株式会社 ZENホールディングス	津市中河原 2057	中嶋 健
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18 番地の 2	山中 重治
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新町字新井水下 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社イング	兵庫県神戸市中央区港島南町 4-6-2	向井 孝司
株式会社バロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台四丁目 7 番 7 号	村井 博之
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田 125 番地の 1	向井 正太郎
株式会社 LOGIC	伊勢市村松町 3099-1	森田 淳一
株式会社ライフ・ビート	広島県広島市西区三滝町 22-15	窪 英明
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋 3 丁目 10 番 5 号 オンワードパークビルディング	大澤 道雄
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中 仁
株式会社シーズ・プランニング	東京都中野区弥生町 1 丁目 9 番 8 号	広瀬 智英
株式会社やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 27 番 3 号	田村 裕二
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 6 番地	松田 裕史
イオンベット株式会社	千葉市川市南八幡 4-17-8 コスモス本八幡 1F	辻 晴芳
株式会社アミナコレクション	神奈川県横浜市中区山下町 123 横浜クリードビル 7 F	進藤 さわと
株式会社エービーストア	大阪府大阪市中央区南本町二丁目 4 番 6 号	孫 周基

株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号	塚本 厚志
株式会社CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚 3-488	北方 康弘
株式会社レナウン	東京都江東区有明三丁目 6 番 11 号 T F Tビル東館 6F	北畑 稔
株式会社キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町 2 番の 1	長島 希吉
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	丸山 雅史
ソックコウベ株式会社	兵庫県神戸市東灘区向洋町中 6 丁目 9 番地	日ノ本 欽也
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目 92 番地	中澤 道盛
株式会社ガトーロマンティーク	津市上浜町 1 丁目 275 番地	町田 藍
株式会社ティップトップ	東京都渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目 10 番 7 号	手塚 正道
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 義久
株式会社ベルーナ	埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号	安野 清
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号	堀江 泰文
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町 3 丁目 9 番 14 号	田中 公雄
株式会社エディオン	大阪府大阪市北区中之島 2 丁目 3 番 33 号	久保 允誉
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 規義
株式会社レプレゼント	東京都渋谷区神宮前 6-17-11 J P R原宿ビル 9F	堀口 康弘
株式会社ワンズテラス	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 10 号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 25 階	西川 信一
株式会社ドリームファクトリー	大阪府大阪市北区梅田 1-12-17 梅田スクエアビル 16 F	井上 馨
株式会社ショービ	静岡県浜松市東区植松町 1475-18	二村 眞行
株式会社パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町 3 丁目 6 番 1 号 京阪神御堂筋ビル 10 階	井上 隆太
株式会社ローグス	滋賀県湖南市中央一丁目 2 番地	星 清美
株式会社スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1	長元 明
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋 3 丁目 9 番 7 号	大森 尚昭
株式会社おく田	岐阜県岐阜市神田町 6 丁目 18 番地	奥田 隆
株式会社音光	広島県広島市西区横川新町 13 番 24 号	内藤 雅義
株式会社アートネイチャー	東京都渋谷区代々木 3-40-7	五十嵐 祥剛
有限会社原眞堂	四日市市中部 15 番 12 号	保位 真吾
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野 7 丁目 14 番 5 号	金山 元一
株式会社シーズメン	東京都中央区日本橋久松町 9 番 9 号	青木 雅夫
株式会社ジン	四日市市新正 1-12-4	山本 篤
株式会社ゾフ	東京都港区北青山 3-6-1 オーク表参道 6 階	上野 照博
株式会社伊藤陶器	鈴鹿市飯野寺家町 311-1	伊藤 隆
株式会社ペベ	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 2	小東 政章
株式会社コージコーポレーション	大阪府大阪市中央区南船場 1 丁目 16 番 10 号	高林 更次
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目 11 番 1	川崎 純平
マザウェイズ・ジャパン株式会社	東京都江東区新大橋 1-3-11	根来 豊
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区東上社 1 丁目 901 番地	白川 篤典
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園 2-4-1	石井 稔晃
株式会社マイスタイリスト	鈴鹿市庄野共進 1 丁目 3-1	森田 洋輔
株式会社ツインマーボ	大阪府大阪市平野区平野馬場二丁目 1 番 6 号	大藪 幸子

フランス総合医療株式会社	東京都千代田区平河町1丁目8番8号	杉木 和彦
--------------	-------------------	-------

- 3 変更年月日
平成30年11月6日
- 4 変更理由
2(1) 名称が確定したため
2(2) 代表者変更及び小売業者確定のため
- 5 届出の日
平成31年3月6日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成31年3月22日から同年7月22日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
平成31年3月22日

三重県知事 鈴木 英 敬

第1

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 亀山停車場石水溪線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市江ヶ室一丁目1487番3地先 から 亀山市江ヶ室一丁目1472番地先 まで	旧	10.00～17.22	279.61
	新	9.80～17.22	279.61

第2

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 上浜高茶屋久居線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市久居新町930番32地先 から 津市久居新町930番1地先 まで	旧	9.30～11.50	189.80
	新	11.50～21.70	189.80

第3

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 422号
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町神滝字大蛇元411番1地先 から 多気郡大台町神滝字大蛇元412番4地先 まで	旧	3.00～54.80	69.90
	旧新	41.30～54.30	65.30

第4

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 422号
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町岩井字登り垣外541番2地先 から 多気郡大台町岩井字後谷640番24地先 まで	旧	5.42～9.88	172.08
	新	6.36～14.27	172.08

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市磯部町の矢字小的矢 642 番地先 から 志摩市磯部町の矢字小的矢 643 番地先 まで	旧	2.70～11.20	21.55
	新	8.10～17.50	21.55

第 6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 163号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市西明寺字有井 680 番 1 地先 から 伊賀市西明寺字上中川原 303 番 18 地先 まで	旧	15.11～15.36	100.66
	新	15.32～17.37	100.66

第 7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市上之庄字中井 1343 番 3 地先 から 伊賀市山出字松林 1559 番 1 地先 まで	旧	22.60～65.40	1,511.50
	新	22.60～65.40	1,511.50

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野名張線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市上神戸字棚田 3417 番 4 地先 から 伊賀市上神戸字棚田 3419 番 3 地先 まで	旧	6.23～20.70	20.50
	新	6.23～8.13	20.50

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 依那具市部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市依那具字山神谷 136 番 3 地先 から 伊賀市依那具字山神谷 119 番 3 地先 まで	旧	15.30～36.20	62.71
	新	15.17～26.25	62.71

第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七色峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市井戸町字弓場 2432 番 1 地先 から 熊野市井戸町字弓場 2432 番 2 地先 まで	旧	4.30～4.80	23.20
	新	4.80～9.80	23.20

第 11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御浜紀和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
-----	------	------------	---------

南牟婁郡御浜町柿原字蘆原 19 番地先 から 南牟婁郡御浜町柿原字惣作 128 番 1 地先 まで	旧	5.30～19.30	457.20
	新	10.20～32.80	457.20

第 12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鵜殿熊野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町神内字市阪 1260 番 2 地先内	旧	12.30～21.70	20.60
	新	12.30～26.30	20.60

第 13

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鵜殿熊野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町大里字長尾 2559 番 3 地先 から 南牟婁郡紀宝町大里字長尾 2544 番 13 地先 まで	旧	22.50～29.50	27.60
	新	22.50～37.30	27.60

第 14

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新鹿佐渡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市新鹿町字因果坂 1982 番 10 地先内	旧	6.40～6.50	10.40
	新	6.60～15.50	10.40

三重県告示第 174 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北勢多度線	いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 179 番 1 地先 から いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 108 番 4 地先 まで	平成 31 年 3 月 25 日
県道 川原北勢インター線	いなべ市北勢町大字川原字上切 201 番 2 地先 から いなべ市北勢町大字川原字上切 200 番 2 地先 まで	平成 31 年 3 月 22 日
県道 鼎田辺線	いなべ市北勢町大字川原字上野 4266 番地先 から いなべ市北勢町大字川原字中野 529 番 1 地先 まで	平成 31 年 3 月 22 日
県道 亀山停車場石水溪線	亀山市江ヶ室一丁目 1459 番 3 地先 から 亀山市江ヶ室一丁目 1459 番 2 地先 まで	平成 31 年 3 月 27 日
県道 上浜高茶屋久居線	津市栗真町屋町字中浜 1262 番 2 地先内	平成 31 年 3 月 22 日
県道 上浜高茶屋久居線	津市久居新町 930 番 32 地先 から 津市久居新町 930 番 82 地先 まで	平成 31 年 3 月 28 日
県道 藤大三停車場線	津市白山町古市字欠ヶ 11 番 1 地先内	平成 31 年 3 月 27 日
一般国道 422 号	多気郡大台町神滝字大蛇元 407 番 1 地先 から 多気郡大台町神滝字作右エ門谷 378 番 4 地先 まで	平成 31 年 3 月 25 日
県道 高奈上三瀬線	多気郡大台町長ヶ字下出 54 番 1 地先内	平成 31 年 3 月 22 日
県道 伊勢大宮線	度会郡大紀町打見字相原 731 番 34 地先 から 度会郡大紀町打見字相原 853 番 1 地先 まで	平成 31 年 3 月 22 日

県道 打見大台線	度会郡大紀町神原字宝録岩丁子谷 651 番 4 地先内	平成 31 年 3 月 22 日
一般国道 163 号	伊賀市西明寺字有井 680 番 1 地先 から 伊賀市西明寺字上中川原 303 番 18 地先 まで	平成 31 年 3 月 22 日
一般国道 165 号	伊賀市岡田字手登 518 番 8 地先内	平成 31 年 3 月 22 日
一般国道 368 号	伊賀市山出字松林 1549 番 6 地先内	平成 31 年 3 月 22 日
一般国道 422 号	伊賀市大谷字西之谷 506 番 1 地先 から 伊賀市大谷字西之谷 464 番 3 地先 まで	平成 31 年 3 月 22 日
県道 上野名張線	伊賀市上神戸字棚田 3417 番 5 地先 から 伊賀市上神戸字棚田 3419 番 1 地先 まで	平成 31 年 3 月 22 日
県道 鶴殿熊野線	南牟婁郡紀宝町神内字市阪 1260 番 2 地先内	平成 31 年 3 月 22 日
県道 鶴殿熊野線	南牟婁郡紀宝町大里字長尾 2559 番 3 地先 から 南牟婁郡紀宝町大里字長尾 2544 番 13 地先 まで	平成 31 年 3 月 22 日
県道 新鹿佐渡線	熊野市新鹿町字因果坂 1982 番 10 地先内	平成 31 年 3 月 22 日

三重県告示第 175 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

九鬼(2)地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

2 区域の所在地

尾鷲市九鬼町

3 区域の土地の表示

尾鷲市九鬼町字遊谷地 66 番の一部、67 番の一部、68 番の一部、69 番の一部、70 番の一部、70 番 1 の全部、75 番 1 の一部、75 番 2 の全部、76 番の一部、77 番の一部、80 番の一部、81 番の一部、89 番の一部、90 番の一部、91 番の一部、94 番の一部及び 95 番の一部の土地、字里地 102 番の一部、103 番 1 の全部、103 番 2 の一部、103 番 3 の一部、107 番 1 の一部、108 番 1 の一部、108 番 2 の一部、123 番 1 の一部、123 番 2 の一部、123 番 3 の全部、123 番 4 の全部及び 124 番の一部の土地並びに字羽根 343 番 1 の一部、343 番 2 の一部、344 番 1 の全部、344 番 2 の一部、344 番 3 の全部、344 番 4 の全部、344 番 5 の全部、344 番 6 の全部、344 番 7 の全部、344 番 8 の全部、344 番 9 の全部、344 番 10 の一部、345 番の全部、346 番の一部、347 番 1 の全部、347 番 3 の一部、347 番 4 の一部、347 番 5 の全部、348 番の一部及び 348 番 1 の一部の土地

三重県告示第 176 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願がありました。

なお、当該出願に係る関係書類は、平成 31 年 3 月 22 日から同年 4 月 11 日まで、三重県県土整備部港湾・海岸課、三重県津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 22 日

津松阪港港湾管理者 三重県

代表 三重県知事 鈴木 英 敬

1 出願の年月日

平成 31 年 2 月 21 日

2 出願者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所

出願者

三重県

津市広明町 13 番

代表者

三重県知事 鈴木 英敬

津市観音寺町 446 番地 20

3 埋立区域

(1) 位置

三重県津市港町 517 番 1、535 番 4、935 番 1、935 番 2、935 番 3、935 番 11、935 番 12、935 番 13、935 番 19 の各地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び P1 の地点と P9 の地点を結ぶ平成 30 年の秋分の日満潮位 (DL +2.24m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

P1 の地点 恒久点-固 1 (X = -142, 456.891, Y = 47, 780.168) から 181° 27' 13" 21.498 メートルの地点

P2 の地点 P1 地点から 216° 16' 36" 40.051 メートルの地点

P3 の地点 P2 地点から 216° 35' 47" 30.000 メートルの地点

P4 の地点 P3 地点から 126° 18' 19" 1.641 メートルの地点

P5 の地点 P4 地点から 36° 18' 19" 0.525 メートルの地点

P6 の地点 P5 地点から 306° 18' 19" 0.518 メートルの地点

P7 の地点 P6 地点から 36° 18' 19" 69.775 メートルの地点

P8 の地点 P7 地点から 126° 18' 19" 0.518 メートルの地点

P9 の地点 P8 地点から 36° 18' 19" 0.179 メートルの地点

(3) 面積

71.1 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

三重県津市港町 517 番 1、535 番 4、935 番 1、935 番 2、935 番 3、935 番 11、935 番 12、935 番 13 及び 935 番 19 の各地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び A1 の地点と A7 の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域 A1 の地点 恒久点-固 1 (X = -142, 456.891, Y = 47, 780.168) から 192° 28' 15" 10.661 メートルの地点

A2 の地点 A1 地点から 238° 17' 10" 11.398 メートルの地点

A3 の地点 A2 地点から 216° 18' 19" 63.818 メートルの地点

A4 の地点 A3 地点から 195° 54' 14" 11.949 メートルの地点

A5 の地点 A4 地点から 126° 18' 19" 36.982 メートルの地点

A6 の地点 A5 地点から 36° 18' 19" 85.900 メートルの地点

A7 の地点 A6 地点から 290° 27' 37" 23.060 メートルの地点

(3) 面積

3,368.9 平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地

三重県告示第 177 号

水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) 第 16 条第 4 項の規定により、知事が水防警報をしなければならない河川を次のとおり追加指定し、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

河川・海岸名	左右岸の別	区 域	延長(m)	所轄建設事務所	担当水防管理団体名	
					指定の有無	団体名
熊野川	左	南牟婁郡紀宝町浅里から同町北檜枝まで	11,400	熊野建設事務所	有	紀宝町

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
樋口 完	鈴鹿市	鈴鹿市野村町東浦 19 ほか 12 筆
株式会社 瑞穂の国川出農園	鈴鹿市	鈴鹿市柳町西中島 1004 ほか 9 筆
株式会社 ライスセンターいとう	鈴鹿市	鈴鹿市柳町汲田 1813 ほか 3 筆
矢野 隆司	三重郡朝日町	三重郡朝日町縄生円場 113-1
後藤 菊夫	三重郡朝日町	三重郡朝日町縄生円場 111-1
多氣 丈史	津市	津市木造町中ノ坪 393 ほか 28 筆
株式会社 林営農センター	津市	津市殿村木ノ坪 1593 ほか 2 筆
有限会社 イケダグリーン	津市	津市白山町中ノ村大谷 625 ほか 3 筆
大田 雅久	津市	津市白山町中ノ村大谷 631 ほか 3 筆
北川 陽司	松阪市	津市木造町観音堂 2231-1 ほか 1 筆
株式会社 陽光園	松阪市	津市木造町狭間 2150-1 ほか 3 筆
有限会社 玉善	松阪市	松阪市美濃田町字上免 170 ほか 41 筆
平田 佳久	松阪市	松阪市中道町字古新田 656 ほか 4 筆
滝本 龍治	伊賀市	伊賀市下神戸御代川 2971 ほか 2 筆
東本 晃男	伊賀市	伊賀市下神戸馬場崎 4144 ほか 13 筆
吉川 正記	伊賀市	伊賀市比土西切 3138-1 ほか 5 筆
農事組合法人 ひじきファーム	伊賀市	伊賀市岡波沢 1541 ほか 15 筆
農事組合法人 勝地の里	伊賀市	伊賀市勝地川南 2195-1 ほか 7 筆
尾鷲ヤードサービス 株式会社	尾鷲市	尾鷲市向井村ノ上 140-9 ほか 4 筆
武田 修司	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町上市木越ノ谷 3632-1

2 農用地利用配分計画の認可日

平成 31 年 3 月 22 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

保々南土地改良区（四日市市中野町 149 番地 1）

退任理事

四日市市市場町 2739-2

山 川 秀 紀

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条 16 項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

清算法人羽津土地改良区（四日市市大矢知町 1072 番地 6）

退任清算人

四日市市大矢知町 1072 番地 6

服部 悦 夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、上条土地改良区から申請のありました土地改良事業（上条土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 31 年 3 月 25 日から同年 4 月 19 日まで
- 3 縦覧の場所
四日市市役所商工農水部農水振興課（三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間
平成 31 年 2 月 25 日から同年 11 月 1 日まで
- 3 作業地域
松阪市嬉野上小川町及び同市嬉野小原町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間
平成 31 年 2 月 25 日から同年 10 月 23 日まで
- 3 作業地域
松阪市嬉野合ヶ野町、同市嬉野矢下町、同市嬉野宮野町、同市嬉野滝之川町、同市嬉野薬王寺町、同市嬉野川北町、同市嬉野釜生田町、同市嬉野八田町、同市嬉野森本町、同市嬉野須賀町、同市嬉野一志町、同市嬉野下之庄町、同市嬉野島田町、同市嬉野天花寺町及び同市嬉野井之上町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量

を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業期間

平成 31 年 2 月 25 日から同年 11 月 21 日まで

3 作業地域

松阪市小野町、同市山下町、同市山室町、同市立野町、同市岩内町、同市西野町、同市大阿坂町、同市殿町、同市日丘町、同市岡本町、同市光町、同市久保町、同市駅部田町、同市平成町、同市豊原町、同市伊勢寺町、同市藤之木町、同市山添町、同市丹生寺町、同市岡山町、同市田村町、同市上川町及び同市小阿坂町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成 31 年 1 月 21 日から同年 7 月 19 日まで

3 作業地域

いなべ市

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

職員一人一台パソコン 1,622 台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

2019 年 12 月 27 日（金）

(4) 納入場所

三重県本庁舎及び地域庁舎他

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成31年4月17日（水）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 納入しようとする物品が調達説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類（「機能及び定価証明書」）（様式1）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班 担当 笠島
電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部情報システム課システム運用班 担当 西村
電話 059-224-2623 ファクシミリ 059-224-2418

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から2019年5月9日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成31年4月25日（木）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から2019年5月9日（木）10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 2019年5月9日（木）10時

なお、入札書は2019年5月7日（火）から同月9日（木）10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班
案件名 職員一人一台パソコンの購入入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 2019年5月9日(木)10時10分

場所 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部地域連携総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本件入札は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三重県条例第 9 号）第 2 条の規定による三重県議会の議決を要しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に本契約を締結します。
ただし、受注者が本契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく競争入札の参加資格の制限を受けた場合、三重県物件関係落札資格停止要綱による落札資格停止を受けた場合は、この契約を解除し、本契約を締結しないものとします。
- (8) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じるものとします。
- (9) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Personal computer : 1,622 units
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, May 9, 2019.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the Mie Prefectural Government Headquarters Post Office branch (Mieken-cho nai Yubinkyoku) between Tuesday, May 7, 2019 and 10:00 A.M. on Thursday, May 9, 2019.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:10 A.M. on Thursday, May 9, 2019.
- (4) Managing Authority :
Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefectural Government
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2623 (Japanese only)
- (5) Language and Currency used in Contract and Bidding Procedures:
Japanese and Japanese currency

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 特定役務の名称

- (1) 平成 30～33 年度 三重県本庁舎清掃業務委託
- (2) 平成 30～33 年度 三重県栄町庁舎清掃・警備業務委託
- (3) 平成 30～33 年度 三重県桑名庁舎清掃・警備業務委託
- (4) 平成 30～33 年度 三重県四日市庁舎清掃・警備業務委託
- (5) 平成 30～33 年度 三重県津庁舎清掃・警備業務委託
- (6) 平成 30～33 年度 三重県松阪庁舎清掃・警備業務委託
- (7) 平成 30～33 年度 三重県伊勢庁舎清掃・警備業務委託
- (8) 平成 30～33 年度 三重県伊賀庁舎清掃・警備業務委託
- (9) 平成 30～33 年度 三重県尾鷲庁舎清掃・警備業務委託
- (10) 平成 30～33 年度 三重県熊野庁舎清掃・警備業務委託

2 担当部局

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| (1) 三重県津市広明町 13 番地 | 三重県総務部管財課 |
| (2) 三重県津市広明町 13 番地 | 三重県総務部管財課 |
| (3) 三重県桑名市中央町 5 丁目 71 番地 | 三重県桑名地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (4) 三重県四日市市新正 4 丁目 21 番 5 号 | 三重県四日市地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (5) 三重県津市桜橋 3 丁目 446 番地 34 | 三重県津地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (6) 三重県松阪市高町 138 番地 | 三重県松阪地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (7) 三重県伊勢市勢田町 628 番地 2 | 三重県南勢志摩地域活性化局地域活性化防災室 |
| (8) 三重県伊賀市四十九町 2802 番地 | 三重県伊賀地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (9) 三重県尾鷲市坂場西町 1 番 1 号 | 三重県紀北地域活性化局地域活性化防災室 |
| (10) 三重県熊野市井戸町 371 番地 | 三重県紀南地域活性化局地域活性化防災室 |

3 落札者決定日

- (1) 平成 31 年 2 月 26 日
- (2) 平成 31 年 2 月 22 日
- (3) 平成 31 年 2 月 21 日
- (4) 平成 31 年 2 月 25 日
- (5) 平成 31 年 2 月 26 日
- (6) 平成 31 年 2 月 21 日
- (7) 平成 31 年 2 月 22 日
- (8) 平成 31 年 2 月 26 日
- (9) 平成 31 年 2 月 28 日
- (10) 平成 31 年 2 月 28 日

4 落札者

- (1) 三重県津市丸之内 24 番 16 号
タカノ商事株式会社 代表取締役 赤塚 高之
- (2) 三重県津市丸之内 9 番 13 号
丸ノ内ビル管理株式会社 代表取締役 辻井 壯男
- (3) 三重県桑名市有楽町 61 番地
キクタ総業株式会社 代表取締役 菊田 喜之
- (4) 三重県桑名市有楽町 61 番地
キクタ総業株式会社 代表取締役 菊田 喜之
- (5) 三重県津市西丸之内 24 番 14 号
近畿ビルサービス株式会社三重営業所 所長 山本 伸司
- (6) 三重県四日市市新正四丁目 1 番 1 号
三重コンニクス株式会社 代表取締役 吉田 治伸
- (7) 三重県津市丸之内 24 番 16 号
タカノ商事株式会社 代表取締役 赤塚 高之
- (8) 三重県津市丸之内 24 番 16 号
タカノ商事株式会社 代表取締役 赤塚 高之
- (9) 三重県尾鷲市中井町 7 番 23 号
大成ビル管理株式会社尾鷲営業所 営業所長 竹ノ本 育雄
- (10) 三重県尾鷲市中井町 7 番 23 号
大成ビル管理株式会社尾鷲営業所 営業所長 竹ノ本 育雄

5 落札金額

- | | | | |
|----------|---------------|------|---------------|
| (1) 入札価格 | 179,280,000 円 | 契約金額 | 196,610,400 円 |
| (2) 入札価格 | 49,254,000 円 | 契約金額 | 54,015,201 円 |
| (3) 入札価格 | 61,794,360 円 | 契約金額 | 67,767,814 円 |
| (4) 入札価格 | 90,419,400 円 | 契約金額 | 99,159,942 円 |
| (5) 入札価格 | 89,502,600 円 | 契約金額 | 98,154,518 円 |
| (6) 入札価格 | 87,300,000 円 | 契約金額 | 95,739,000 円 |
| (7) 入札価格 | 82,368,000 円 | 契約金額 | 90,330,240 円 |

- | | | | |
|-----------|--------------|------|--------------|
| (8) 入札価格 | 83,898,000 円 | 契約金額 | 92,008,140 円 |
| (9) 入札価格 | 58,690,000 円 | 契約金額 | 64,363,366 円 |
| (10) 入札価格 | 54,560,000 円 | 契約金額 | 59,834,132 円 |
- 6 決定手続 総合評価一般競争入札
7 入札公告日 平成 30 年 12 月 11 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | |
|-----------|---|
| 1 特定役務の名称 | 平成 30～33 年度 三重県消防学校清掃業務委託 |
| 2 担当部局 | 三重県鈴鹿市石薬師町 452 番地
三重県消防学校 総務課 |
| 3 落札者決定日 | 平成 31 年 3 月 6 日 |
| 4 落札者 | 三重県津市丸之内 24 番 16 号
タカノ商事株式会社 代表取締役 赤塚 高之 |
| 5 落札金額 | 入札価格 43,848,000 円
契約金額 48,086,640 円 |
| 6 決定手続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 入札公告日 | 平成 31 年 1 月 11 日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
